

板橋区公文書館とは



板橋区公文書館の設置条例第1条には、「区民に広く開かれた区政運営を推進するため、区に関する公文書、刊行物その他の記録で歴史資料として重要なものを収集し、保存し、及びこれらを広く区民の利用に供することを目的として公文書館法に基づき設置する。（抜粋）」と述べています。

区役所では、いろいろな仕事をするたくさんの書類（公文書）を作ります。その書類は、決められた期間大切に保存します。そして、保存しておかなければならない期間が過ぎた公文書は、役目を終えた書類として捨てられることになります。しかし、役目を終えた公文書の中で、板橋区がどんな事業をしたのか、区民の皆さんの暮らしにどうかかわったのかを明らかにした公文書は、区民全体の財産として永久に保存します。

このように歴史資料として大切な公文書を選んで、整理・保存し、公開していく施設が「公文書館」です。

また、公文書のほかにも、統計・報告書などの行政資料、板橋区史の編さん過程で収集した資料（複写物）、写真、地図なども保存・公開しています。

公文書館の根拠となっている法律は、「公文書館法」（昭和62年制定、昭和63年6月施行）です。この中では次のようなことが述べられています。

「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。」

法律ではこのように述べられていますが、残念ながら、公文書館は図書館などと比べるとポピュラーな施設にはなっていないのが現状です。